広島県児童発達支援センター安心安全給食特区

都道府県名:	広島県	
申請主体名:	広島県	
区域の範囲:	広島県全域	
特区の概要:	広島県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認めることで、児童発達支援センターの設備基準における調理室の基準を緩和し、調理業務の効率化を図る。これによって療育業務への職員を充実させるとともに、身近な地域の障害児の療育拠点として期待される児童発達支援センターの新規設立を促進し、地域における障害児の支援充実に取り組む。	
適用される規制 の特例措置:	児童発達支援センタ- 事業	ーにおける給食の外部搬入方式の容認



給食の様子 (イメージ) (写真は同法人運営の認定こども園) (写真は別法人の児童発達支援センター)



療育の様子 (イメージ)